

日・EUビジネス・ラウンドテーブル(BRT)提言に対する

日本政府のレポート

平成31年4月

注:本レポートの記載内容は、平成30年12月31日時点までの状況に基づき、作成されている。

## 目次

ワーキング・パーティ1 貿易, 投資と規制における協力, 金融サービス, 会計と税制	3
1. WP-1 / # 01/ EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化:日 EU・EPA 早期発効の要請	3
2. WP-1 / # 02/ EJ to EJ ブエノスアイレスにおける WTO 閣僚会議後の意欲的な多角的貿易アジェンダに関する提言	3
3. WP-1 / # 03 / EJ to EJ 国際基準の適用と規制協力の強化	3
4. WP-1 / # 05/ EJ to EJBEPS行動計画およびその他税制問題に対する提言	5
ワーキング・パーティ2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉	9
1. WP-2/#01/EJ to EJ 医薬品GMPに関する進展のさらなる拡大	9
2. WP-2 / # 02 / EJ to EJ さらなる医療機器に関する相互承認の推進	9
3. WP-2/#04/EJ to EJ 動物医薬品に係るGMPの相互承認	10
4. WP-2/#07/EJ to Jイノベーションに報いる安定で予見性のある医薬品の価格制度改革	10
5. WP-2 / # 10 / EJ to J 医療技術評価 (HTA) は、患者のアクセスに対する障壁にならないよう注意して導入すべきである	11
6. WP-2/#11/EJ to EJ 農薬製品及び植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮	11
ワーキング・パーティー3 デジタルイノベーション&モビリティデジタルイノベーション・モビリティ	11
1. WP-3 / # 01/ EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力	11
2. WP-3 / # 02/ EJ to EJ デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション	12
3. WP-3 / # 03/ EJ to EJ AI 技術の社会展開	12
4. WP-3 / # 05/ EJ to EJ デジタル経済に向けた協力	12
5. WP-3 / # 06/ EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発	13
6. WP-3 / # 10/ EJ to EJ デジタル社会に向けた一環した取り組み	13
ワーキング・パーティ 4 エネルギー, 環境, 持続的成長	14
1. WP-4/#02/EJ to EJ エネルギー基本政策	14
2. WP-4/#05/EJ to EJ 再生可能エネルギー	14
3. WP-4/#06/EJ to EJ スマート・グリッドと ICT による配電ネットワーク統合	14

4. WP-4/#08/EJ to EJ 省エネルギーとエネルギー効率.....	15
5. WP-4/#011/EJ to EJ 資源効率・循環経済の促進 .....	15

## ワーキング・パーティ1 貿易, 投資と規制における協力, 金融サービス, 会計と税制

### WP-1 / # 01\* / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化: 日・EU EPA 早期発効の要請

回答:

日EUは, 日EU・EPAの発効後, 同EPAの規定を適切に実施し, 必要に応じて適切な措置をとる。

同時に, 日本は, 同EPAの活用を促進し, 同EPAから最大限の利益を引き出すべく, 同EPAについて適切な形で説明及び情報提供を行う。

### WP-1 / # 02\* / EJ to EJ ブエノスアイレスにおける WTO 閣僚会議後の意欲的な多角的貿易アジェンダに関する提言

回答:

WTOは, 引き続き多角的貿易体制の中核である。しかしながら, 現代の国際貿易における諸問題に十分に対応できていないのも事実であり, 種々の問題に直面している。こうした状況も踏まえ, 2018年のG20首脳宣言において, 「WTOの機能改善に向けて必要な改革を支持」することに一致するなど, WTO改革の必要性が国際社会で認識され, 機運が高まっている。

WTO改革に関し, 交渉機能の再活性化, 紛争解決手続の改革, 協定履行監視機能の強化に関し議論が行われているところ, 日本政府としても, 透明性・通報強化に関する日米EU等による共同提案や, 電子商取引分野の新たなルール作りに関する取組等において議論を主導している。日本政府は今後とも, WTO改革の必要性について問題意識を共有するEUと共に, WTO改革の議論に貢献し, 自由で公正なルールに基づく貿易体制の強化を積極的に推進していく。併せて, 2017年に発効した貿易円滑化協定の着実な実施に向け, 議論を進めていく。

### WP-1 / # 03\* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

#### 1.総括的提言

回答:

経済産業省と欧州委員会域内市場・産業・企業・中小企業総局(成長総局)は, 日EU双方の規制の将来の相違を回避し, 新技術の商品化を促進するため, 早期の段階からの規制協力を推進(参考: 2018年4月に東京で開催した日EU産業政策対話で引き続き日EU規制協力を進めることで一致。)。また2019年2月1日に発効予定の日EU・EPAは, 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力を促進することについて規定している。同協定には規制に関する協力に関する専門委員会について, 協定発効の日から1年以内に会合し, 少なくとも年1回会合することが定められており, 日

EUは引き続き、規制協力に関する議論を推進する。

## **(2)共通の化学品規制の策定**

回答：

日EU産業政策対話・化学品WGにおいて、双方の規制当局が情報共有を行うとともに、規制分野での協力について意見交換を実施している。具体的には、2018年2月に第4回化学品WGを開催し、双方における化学物質規制の動きについて情報共有を行うとともに、製品含有化学物質の情報伝達や化学物質リスク評価・評価手法等について意見交換を行った。

内分泌かく乱物質やナノ物質については、OECD化学品委員会及び化学品・農薬・バイオテクノロジー作業部会合同会合等の場を活用し、EUをはじめとするOECD加盟国の規制当局と、情報共有や意見交換を実施している。

さらに、日本はアセアン各国との対話を行っており、その成果等についてEUの規制当局とも共有している。

双方の規制当局は、引き続き化学物質管理に係る情報共有や意見交換を実施していく予定である。また、新たな問題に関する議論も、引き続きOECD等の場でEUを含む規制当局と連携していく。

## **(3)共通の資源効率政策の策定**

回答：

日本政府は2004年からアジアを中心とした新興国を対象に省エネルギーを推進するための人材育成事業に取り組んでおり、対象国の省エネルギー法、エネルギー管理制度及びラベリング制度等の策定支援を行っている。また、2009年のG8エネルギー大臣会合で設立された省エネルギーの国際パートナーシップである International Partnership for Energy Efficiency Cooperation (IPEEC)においても、省エネルギー政策・規制等のベストプラクティスを紹介するワーキンググループを主導する取り組みを継続している。

また、タイプⅢ環境ラベルについて、日本政府が実施していた実証研究事業を経て2002年から民間事業としてエコリーフ環境ラベルプログラムが実施されている。

製品のカーボンフットプリント(CFP)については、日本政府が実施していた試行事業を経て、2012年より民間事業としてCFPプログラムが実施されている。2017年4月、両プログラムは、環境ラベルプログラムとして統合された。

今後は、環境ラベルプログラムを実施する民間事業者と定期的にコミュニケーションを取り、引き続きISO等の国際的な指針と統合的な制度としていく。

## **(4)AEOのメリットの拡大**

回答:

日EUのAEO相互承認については、日EUの税関当局間で、引き続きAEO相互承認実施のフォローアップを行うとともに、相互承認の利用促進等について引き続き議論することとしている。

今後も、AEO事業者に対する税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱える具体的事例について、官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行う。

#### **(5)UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進**

回答:

国連規則(UN規則)の採用について、日本政府は、日本での自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、国連欧州経済委員会の下での自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において進められ、2017年11月のWP29において採択された国際的な車両型式認証の相互承認制度(International Whole Vehicle Type Approval: IWVTA)の実現に向けた活動の一環として、当該規則について必要な改正等を行った上で採用を進めてきている。日本政府は、欧州委員会とともに、WP29に設置されたIWVTAに係る専門家会議の共同議長を務める等、IWVTAの推進に積極的に貢献してきており、引き続き、日本における自動車の安全の確保及び環境の保全に配慮しつつ、IWVTAに関する活動を促進するとともに、WP29において自動運転等の新技術を含む自動車基準の国際調和を進めていくこととしている。

#### **WP-1 / # 05\* / EJ to EJ BEPS 行動計画およびその他税制問題に対する提言**

##### **総論パラ1**

回答:

日本は、公平な競争条件の促進や tax certainty 向上のため、BEPS(税源浸食及び利益移転)プロジェクトにおいて、EUとともに中心的な役割を担ってきた。同プロジェクトにおいては、OECDによる数次にわたるパブリック・コンサルテーションなど、経済界の意見を国際課税のルールに反映させるための取組が行われた。現在BEPSプロジェクトは、実施フェーズに入っているが、日本政府は、BEPS 包摂的枠組(Inclusive Framework on BEPS)の参加国・地域拡大に大きく貢献してきた(現在の参加国・地域は120か国以上)。BEPS 防止措置は国際的に一貫した方法で実施される必要があるため、BEPS包摂的枠組参加国の拡大は非常に重要である。

また、日本政府は、同プロジェクトの勧告を受け、国内の税制や関連手続を整備するに当たり、経済界等とのヒアリング等を通じ、経済界のコンプライアンス・コストや法令を順守している納税者に対する予見可能性に配慮している。平成30年度税制改

正においては、「恒久的施設」の範囲について見直しが行われた。

日本政府としては、今後も法改正の要否も含め検討し、合意された措置を着実に実施していく予定。引き続き、経済界からの意見も汲み取りつつ、多国籍企業の過度な租税回避を防止するための制度の検討を行っていく。

また、公正な競争条件の確保に向け、日本は、BEPSパッケージの適時の、一貫した、広範な実施の確保及び残された課題への対応のために、EUを含む国際的なカウンターパートと引き続き協力する。

## **総論パラ2**

回答：

CbCR については、BESP行動13の最終報告書において子会社方式の適用は条約方式による情報交換が行えない場合の例外的な方法として勧告されており、我が国の制度も同勧告を踏まえて措置されている。企業側の負担に配慮した制度として、子会社方式の適用は、(1)最終親会社等の居住地国において、CbCRの提出義務が課されていない場合、(2)(情報交換の枠組みとなる条約等の国際合意はあるものの、)CbCRの交換に必要な適格当局間合意がない場合、(3)(適格当局間合意はあるものの、)最終親会社の居住地国によるCbCRの提供の中断や恒常的なCbCRの不提供といった体系的不履行が認められる場合に限定されている。さらに、現在我が国を含めた各国が策定に関与し、OECDが公表・更新している同勧告内容の実施解釈ガイダンスにおいても、企業の予見可能性を確保し、過度な負担を生じさせないように、子会社方式の適用範囲の明確化等を図っている。

BEPS包摂的枠組参加各国のCbCR法制等がBEPS行動13のミニмумスタンダードに従っているか否かを審査するため、それぞれ、2017年、2018年、2019年に開始する3段階のピアレビューが行われており、(1)国内法制、(2)情報交換枠組み、(3)守秘義務・適切使用の3分野について、BEPS行動13のミニмумスタンダードに従っていない項目が認められる場合には改善勧告が行われることになっているが、我が国は、2017年に開始した第1次ピアレビューにおいて、全ての審査項目を遵守しているとの評価が付されている。

我が国としては、OECDのピアレビューに引き続き積極的かつ協力的に対応し、我が国のCbCR法制等がBEPS行動13のミニмумスタンダードと整合的であることを示すとともに、BEPS包摂的枠組参加各国がBEPS行動13の最終報告書の勧告内容を超えて子会社方式を適用することがないように、他国に対するピアレビューについても引き続き適切に参画してまいりたい。

## **総論パラ3**

回答：

日本政府は、国際的な二重課税回避を目的とする事前確認を進めるため、租税条約に基づく相互協議を通じて、EU加盟国との二国間及び多国間交渉に積極的に取り組んできている。日本の国税庁は、要員の確保やEU加盟国の税務当局との関係強化に取り組むつつ、相互協議を通じた効果的かつ効率的な事前確認事案の解決に努めている。

日本政府としては、日・EU加盟国間における国際的な二重課税を回避するため、引き続き、二国間及び多国間交渉を通じた事前確認事案の効果的かつ効率的な処理に努めたい。

#### **総論パラ4, 5**

回答：

日本のCbCR法制は、BEPS行動13の最終報告書で示されたモデル国内法に整合的であり、また、納税者情報の守秘は重要な課題であると認識している。この点、EUにおける国別報告書制度(パブリックCbCR)は、国際協調に反していないかと懸念を持っている。日本政府として、これまでも様々な機会(大臣レベル含む)において懸念を表明しているところであり、引き続き様々な機会を通じて働きかけを行っていききたい。

なお、CbCRを関係国に提供する際には、相手国において守秘、一貫性、適切な使用の要件が満たされていることが重要である。現在、BEPS包摂的枠組参加各国のCbCR法制等がBEPS行動13のミニマムスタンダードに従っているか否かについて、ピアレビューが行われており、守秘の観点からも各国は審査を受けているところである。CbCRのピアレビューは、それぞれ、2017年、2018年、2019年に開始する3段階で実施されることになっており、第2フェーズに当たる今年は、主に情報交換枠組み及び適切使用の側面から上記3分野の審査が行われている。

EUにおける国別報告書制度(パブリックCbCR)は、BEPS行動13の合意では非公表とされた情報を公表するものであり、「BEPS合意の足並みを揃えた実施を通じた公平な競争条件の確保」を困難にするリスクがある。そのため、今後も様々な機会を通じて働きかけを行っていききたい。

また、CbCRに関するピアレビューにつき、現在、2018年に始まった第2フェーズとして、情報交換枠組み及び適切使用についてピアレビューが実施されているところであるが、今後行われるBEPS包摂的枠組参加各国のピアレビューの結果をよく精査し、他国のCbCR法制等がBEPS行動13のミニマムスタンダードに従ったものとなるよう、適切な対応を議論してまいりたい。

#### **総論パラ8**

回答：

パラグラフ1にて回答済み。

## 総論パラ9

回答：

BEPS行動14のミニマムスタンダードにおいて、各国は相互協議手続における仲裁制度に対する立場を表明することが求められているところ、相互協議手続における仲裁規定を積極的に租税条約に盛り込むことを我が国の方針としている。その方針に基づき、2018年12月31日現在、日本は既に13のEU加盟国(イギリス、エストニア、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ベルギー、ポルトガル、ラトビア及びリトアニア)を含む18か国との間の租税条約に仲裁規定を導入している。

また、日本政府は、2018年9月26日に税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(BEPS防止措置実施条約)の受諾書をOECD事務総長に寄託し、仲裁規定を含まない既存の租税条約にその導入を拡大することを目指して、同規定の適用を選択している。

日本政府は、仲裁規定の導入が、納税者にとっての法的安定性を高めるとともに、ひいては二国間の健全な投資・経済交流を促進すると考えており、日本政府は、引き続き二国間交渉及びBEPS防止措置実施条約を通じた仲裁規定の導入に努める。

## 各論1

回答：

平成27、28年度税制改正で実施した法人税改革は、租税特別措置の見直し等により、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を「より広く負担を分かち合う」構造へと改革するもの。

平成28年度税制改正では、経済の好循環を確実なものとしていく観点から、この法人税改革を更に進め、目標としていた「法人実効税率20%台」への引き下げを実現した。

平成28年度税制改正において、目標としていた「法人実効税率20%台」への引き下げを実現したところであり、今後、その効果を見極めていく。

## 各論2

回答：

パラグラフ1にて回答済み。

## 各論3

回答：

日本政府は2020年までに対内直接投資残高を35兆円にすることを政策目標に掲げ、規制・行政手続の見直しやコーポレートガバナンス改革等のビジネス環境改善への取組を実施してきた。また、新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、「規制のサンドボックス」制度を創設し、既存の枠組みにとらわれない規制改革を推進している。これらは投資誘致における健全な競争を促進する取組である。引き続き、企業が活動する上で直面する課題を解決する取組を進め、外国企業にとってもビジネスをしやすい環境の整備を進めていく。

#### **各論4**

日本政府は、投資所得に対する源泉地国課税の減免や仲裁制度等の導入を通じて二重課税を除去し、日・EU間の投資・経済交流を一層促進する観点から、積極的にEU加盟国との租税条約ネットワークの拡充に取り組んでいる。2018年は、EU加盟国との間で以下のとおり6件の新規締結・全面改正について署名又は発効に至った。

- (1) リトアニア(新規締結, 8月発効)
- (2) エストニア(新規締結, 9月発効)
- (3) オーストリア(全面改正, 10月発効)
- (4) スペイン(全面改正, 10月署名)
- (5) クロアチア(新規締結, 10月署名)
- (6) デンマーク(全面改正, 12月発効)

日本政府は日・EU間の投資・経済交流が一層促進されるよう、EU加盟国との間の租税条約ネットワークの拡充に引き続き積極的に取り組んでいく方針である。

#### **ワーキング・パーティ2 ライフサイエンスとバイオテクノロジー 健康・福祉**

##### **WP-2/#01\*/EJ to EJ 医薬品GMPに関する進展のさらなる拡大**

回答:

2018年7月17日から、相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定(日EU相互承認協定)に基づく、医薬品の優良製造所基準(GMP)に関する相互承認の対象範囲が拡大した。この拡大には、医薬品有効成分(原薬)、無菌製品及び生物学的医薬品(免疫学的医薬品、ワクチン及び樹立されたヒト細胞株を用いた細胞培養医薬品を含む)が含まれるが、不特定ドナーのヒト血液・血漿等に由来する医薬品は、日EU間でGMP要件及びその実施が同等でないため、引き続き対象外となっている。

##### **WP-2 / # 02\* / EJ to EJ さらなる医療機器に関する相互承認の推進**

回答:

QMSを含む医療機器規制の国際調和は議論されるべき。日本政府はIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)などの活動を通じ、EUだけでなくアメリカなど他国も含めた医療機器規制の国際調和を進めていく。

#### WP-2 / # 04\* / EJ to EJ 動物医薬品に係るGMPの相互承認

回答:

承認申請時に必要な試験データを収集するための試験法及びその試験データについては、既に日EU間での調和を進め、相互に受け入れを実施してきた。一方、GMP認証に関する調和については、日EUの担当者間で2回の対面会合を持ち、検討を開始したところ。

我々は、EUを含む主要国間で、医薬品及び動物用医薬品の相互承認をしている国々はないと理解している。EUの試験データについては既に受け入れているが、各国で病原微生物の生物学的性状、薬剤感受性の状況、家畜の飼養状況等が異なることがあり、試験データの評価を統一することは現実的ではない。

日本で承認され、販売される動物用医薬品は、その用途に適した品質管理及び製造管理を確保するため、日本の当局が定めるGMPに適合することが必要である。我々は、日本の要求事項(製造所の名称、住所、製造管理及び品質管理に関する責任者の氏名及び役職、製造工程、製造管理及び品質管理の自己点検状況、諸外国の政府機関等が発行したGMP証明等)が、EUの動物用医薬品のGMPに比べ過重なものではないことを確信しているが、GMP認証に関する調和については、日EUの担当者間での議論を継続していく。

#### WP-2/#07\*/EJ to J イノベーションに報いる安定で予見性のある医薬品の価格制度改革

回答:

薬価制度の抜本改革については、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立する観点から実施したものであり、中央社会保険医療協議会において欧米の製薬団体を含む関係団体の意見も聴きながら検討を行ったもの。

このうち新薬創出等加算については、企業要件さえ満たせば、事実上、全ての新薬が対象となり、革新性の低い品目も加算対象となっている等の課題が指摘されていたことから、真に画期性や有用性のある医薬品が対象となるよう見直しを行った。

新薬創出等加算に係る企業指標については、2018年の薬価制度の抜本改革で初めて導入したものであり、次回以降の改定に向けて、製薬企業の革新的新薬開発やドラッグ・ラグ解消の取組・実績を評価するものとして適切かどうかを検証することとしている。

また、新薬創出等加算の見直し、長期収載品の薬価の見直しなど、今般の薬価制度の抜本改革による医薬品の開発・製造・流通等への影響を検証した上で、必要と認められる場合には、2020年の改定において、所要の措置を検討することとしている。

#### WP-2 / # 10\* / EJ to J 医療技術評価(HTA)は、患者のアクセスに対する障壁にならないよう注意して導入すべきである

回答:

我が国においては、国民皆保険の下、有効性・安全性が確認された医療であって、必要かつ適切なものは基本的に保険適応している。試行的導入では、費用対効果評価は保険償還ではなく、価格調整に用いた。2016年度から、13品目の医薬品と医療機器を対象に、費用対効果評価を試行的に実施し、2018年度診療報酬改定において、その結果に応じた価格調整を実施した。試行的実施を通じて、費用対効果評価を行う上での技術的課題が明らかとなった。

費用対効果評価の本格実施に向けて、試行的導入において明らかとなった技術的課題を整理しつつ、その具体的内容を検討し、2018年度中に結論を得ることとしている。現在、中央社会保険医療協議会において検討課題の議論を行っており、薬価・材料価格制度を補完する視点から検討を行っているところである。

#### WP-2 / # 11\* / EJ to J 農薬製品及び植物バイオテクノロジー製品の審査に要する期間の短縮

回答:

新しい手続きについて、意図した通りの効果があるか検証する。更に、英文のサマリードシエのいくつかの項目についての受入も検討しているところ。

### ワーキング・パーティ 3 デジタル・イノベーション&モビリティ

#### WP-3 / # 01\* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

回答:

日本政府は、WTO電子商取引有志国会合の共同議長国として、電子商取引分野の新たなルール作りの議論を主導している。また、2019年2月1日に発効予定の日本とEUの間のEPAは、ソース・コード開示要求禁止等の電子商取引に関するルールを規定している。日EU間のデータの自由な流通に関する規定を同協定に含めることの必要性については、発効3年以内に再評価する規定が盛り込まれており、今後EUとの再交渉に臨んでいく。

引き続き、デジタル貿易の発展とデジタル保護主義的政策の拡大阻止に向け、G20、G7、OECD、APEC、WTO等の国際フォーラムやFTA/EPA等で国際共通認識の形成や協力を進めるとともに、高いレベルのデジタル貿易ルール形成を牽引する。

ITA/拡大 ITA については、参加国拡大に向けた働きかけを引き続き行っていく。

### **WP-3 /#02\*/ EJ to EJ デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション**

回答：

2018年7月、個人情報保護委員会は、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築について、欧州委員会との間で最終合意した。日 EU 双方における内部手続きが進められ、欧州委員会による日本の十分性認定に併せて、個人情報保護委員会も個人情報保護法第 24 条に基づき EU を指定した。

個人情報保護委員会は、引き続き、日 EU 間の個人データ移転の枠組みを円滑に運用するため、欧州委員会及び EU のデータ保護機関と密接に連携していく。

個人情報保護委員会は、英国の EU 離脱後の日英間の個人データ移転について、離脱後も円滑な個人データの移転を確保していくことについて、英国当局との間で一致しており、さらに、英 EU 間での円滑な個人データ移転にも支障を来すことのないよう、英国及び EU 当局に対して申し入れている。

さらに、個人情報保護委員会は、個人情報保護制度の国際的な整合化や相互運用性の確保等に向けて、日本が主導的な役割を果たすべく、取組を進めていく。

### **WP-3 /#03\*/ EJ to EJ AI技術の社会展開**

回答：

日本政府は、AIをより良い形で社会実装し共有するため、AI技術並びにAIの中長期的な研究開発及び利活用等に当たって考慮すべき倫理等を議論する「人間中心のAI社会原則検討会議」を開催している。本会議において、産学民官のマルチステークホルダーの有識者により議論をすすめる、2019年春頃に「人間中心のAI社会原則」の策定を目指している。

また、この政府全体の動きを踏まえ、総務省では、AIの利活用において利用者等が留意することが期待される事項として整理した「AI利活用原則案」の詳細に関する検討を進めている。

### **WP-3 /# 05\*/ EJ to EJ デジタル経済に向けた協力**

回答：

日EU・ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップの枠組みを活用し、ICT分野における重要課題について議論を深化。

今後も、データエコノミーに関して日EU間で共有している、5G、サイバーセキュリティ、データの自由な流通等の課題について、産業界の期待を踏まえながら、日EU・

ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップの枠組みを活用し、継続して議論を深めていく。

### **WP-3 /#06\*/ EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発**

回答：

AIやロボット等の出現は、日常生活のさまざまな場面に変革をもたらすとともに、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事に大きな影響を与える一方で、ビジネスプロセスの変化を通じて、ミドルスキルも含めて新たな雇用ニーズを生み出していく可能性がある。

そこで、IoT、ビッグデータ、AI等が発達した社会においても活躍できる人材の育成等に資する取組(プログラミング教育、社会人の学び直しの推進等)を実施している。

また、2018年3月27日、28日にカナダ・モントリオール市において、G7イノベーション・雇用大臣会合が開催され、「未来の仕事に備える」をテーマとして、IoT、ビッグデータ、AI等の新たなイノベーションが社会・経済や労働市場に及ぼす影響について議論が行われた。

引き続き、新たな経済社会システムに対応した人材の育成等に資する取組を実施していく。

### **WP-3 /#10\*/ EJ to EJ デジタル社会に向けた一貫した取り組み**

回答：

2018年10月、東京において日EUハイレベル産業貿易経済対話を実施し、日EU間においてサイバーセキュリティ、AI等を含むデジタル経済等につき議論し、同分野での日EU間協力を一層促進することで一致した。

総務省、NICTと欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局は、2018年12月に日欧国際共同研究シンポジウムを開催し、5G、IoT、eHealth等のICT分野でこれまで継続してきた共同研究の成果を確認するとともに、日欧共同研究を一層促進していくことで一致した。続いて欧州委員会とオーストリア政府が共同で開催したICT 2018では、総務省が日欧共同研究に関するブースを展示し、その重要性を広く発信した。また、2018年12月に、日EU・ICT政策対話、日EU・ICT戦略ワークショップを開催し、5G、IoT、AI、国際標準化、サイバーセキュリティ、デジタルエコノミー等ICT分野における重要課題について意見交換するとともに、今後も日EU間での対話を継続することで一致した。

## ワーキング・パーティ4:エネルギー、環境、持続的成長

### WP-4/#02\*/EJ to EJ:エネルギー基本政策

回答:

2018年7月に閣議決定した第5次エネルギー基本計画の下、2030年エネルギーミックスの実現に向け、徹底した省エネ、再エネの最大限の導入、火力発電の高効率化、資源の確保、安全性の確認された原発の再稼働といった取組を進めていく。原発の再稼働については、2018年には大飯発電所3・4号機、玄海原子力発電所3・4号機が再稼働し、現在9基が再稼働済み。原子力規制委員会は、引き続き新規規制基準への適合性に関する審査を実施していく。

また、中・長期的なエネルギー政策の議論については、引き続き、有識者をはじめ、様々な意見を踏まえながら対応を検討していく。

さらに、日本はG20議長国であり、6月15、16日に開催される持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合では、世界規模で環境と成長の好循環を実現し、世界のエネルギー転換を進めるための議論を行う。

### WP-4/#05\*/EJ to EJ:再生可能エネルギー

回答:

再エネについては、2018年7月に閣議決定したエネルギー基本計画において「主力電源」と位置付けたところであり、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めていくことが政府の基本方針。このため、2017年4月に施行した改正FIT法では、新しい認定制度を創設し、未稼働案件の排除と新たな未稼働案件の発生防止を図っている。また、大規模太陽光や大規模バイオマスを対象とした入札制を導入することにより、コスト効率的な導入を促すと共に、風力、地熱、バイオマス、中小水力等リードタイムの長い電源については複数年先の買取価格を予め提示することで事業者の予見可能性を高め、参入を後押ししている。

今後は、改正FIT法における中長期目標の設定や入札制度の活用等を通じたコスト低減の取組を強化するとともに、長期安定的な事業運営を確保し、併せて系統制約の克服や調整力の確保など、再エネ導入拡大の取組一つ一つ進めていくことで、2015年7月に策定されたエネルギーミックスにおいて示した2030年度における再エネの導入水準(22-24%)を確実な達成実現に向けて取り組んでいく。

### WP-4/#06\*/EJ to EJ:スマートグリッドとICTによる配電ネットワーク統合

回答:

蓄電池については、需要家側のエネルギーリソース制御により電力需給調整を行う仕組みであるバーチャルパワープラント(VPP)における有望なエネルギー源として

活用すべく、実証事業を実施している。加えて、低コスト化に向けた技術開発や大型蓄電池の実証を行ってきた。さらに、2018年度からは、EVを需給調整でのエネルギー源として活用すべく、実証を実施している。

今後引き続き研究開発・実証等を通じ、VPPなど活用の多様化、低コスト化を図り、蓄電池の導入を促進する。

#### **WP-4/#08\*/EJ to EJ: 省エネルギーとエネルギー効率**

回答:

日本政府は、家庭・業務部門における徹底した省エネを推進するため、省エネ法のトップランナー制度に基づき、自動車・家電製品・建材等（現在は32品目が対象）の省エネ性能の目標基準を設定し、製造又は輸入事業者に目標達成を求めている。なお、我が国は、WTOのTBT協定に基づき、WTO加盟国に対し当該目標案の概要を事前に通報している。

また、日本では、エネルギー多消費産業を中心に、業種ごとのエネルギー消費効率について、中長期的に目指すべき目標値を設定し、業種に属する企業に省エネ取り組みを促している。

また、住宅・建築物の省エネ化を推進するため建築物省エネ法に基づき、2017年4月から、大規模な非住宅建築物を新築等する際には省エネ基準への適合を義務化した。併せて、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化に向けた取組を進めている。

今後、家庭・業務部門における徹底した省エネを推進するため、省エネ法や建築物省エネ法に基づく規制措置と、補助金などの支援措置の両輪により、引き続き、両部門の省エネルギー対策を強化していく。乗用車については、2020年度を目標年度とした現行の燃費基準の達成状況を踏まえ、新たな基準を策定することとしている。

#### **WP-4/#11\*/EJ to EJ: 資源効率・循環経済の促進**

回答:

2018年10月の第1回日EUハイレベル産業・貿易・経済対話や第17回EU環境高級事務レベル会合で、資源効率・循環経済について議論された。また、日EU産業政策対話の枠組みの下、資源効率に係る規制協力等に関する議論が実施されており、2月の基準認証WGや2018年4月の気候変動・環境WGにおいて資源効率に関する双方の制度や政策の最新動向、国際資源循環等について情報共有及び意見交換を行っている。今後とも日EU間での議論を継続し、資源効率に係る共通的なルール策定に向け協力を進める。さらに、2018年10月に横浜で開催した世界循環経済フォーラムには欧州委員会やEU域内の民間企業からの積極的な参加を得た。G7やG20でも、2018年6月にカナダで開催された資源効率性に関するG7アライアンス会合、8月にアルゼンチンで開催されたG20資源効率性対話等、資源効率に係る取

組が進められている。こうした対話等を通じて、産業界を始めとするステークホルダーとの議論や情報共有を図っていく。